

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成25年1月1日 No. 736

労働基準情報

岩手

Jan

1

2013



『輝く砂浜(宮古市)』 写真：眞 舘 弘 治

安全が最優先の我が職場 仲間を守る 家族を守る

(中災防平成25年 年間標語)

〔目次〕

「いわて年末年始無災害運動」スタート	2
次世代法に基づき2社を認定	3
特定化学物質障害予防規則等が改正されました、 受動喫煙防止対策支援事業のお知らせ	4
労働契約法改正のあらまし その1	5
監督指導による賃金不払残業の是正結果について	6
クウェスチョン、「改正労働契約法等説明会」の追加開催	7
平成25年4月1日から希望者全員の雇用確保を 図るための高年齢者雇用安定法が施行されます！	8
インフォメーション	9
講習会のお知らせ、岩手産業保健推進センターのお知らせ	10・11

「いわて年末年始無災害運動」

12月1日～1月31日

スタート

岩手労働局（小林 健局長）と岩手労働災害防止団体連絡協議会（会長；宇部建災防岩手県支部長）が主唱する「いわて年末年始無災害運動」が12月1日から1月31日の62日間、「安全・安心・家族の笑顔 願いはひとつ 年末年始も無災害」をスローガンに県内で展開されています。

11月30日には、上野岩手労働局労働基準部長のご臨席を頂き、関係者20名が集まりキックオフセレモニーが行われました。上野部長は「各職場においてどのような厳しい気候にも対応できるように、安全通路の確保をはじめ、冬への備えを十分にし、転倒などへの意識教育を充実させ、労働災害防止に取り

組んでいただきたい。」と訓示されました。

その後、参加者で矢巾町流通センターの県道と賀盛岡線沿いに、62日間の無災害の願いをのぼり一本一本に込めて、62本ののぼりを設置しました。

各災害防止団体では、無災害運動の目標達成のためこの期間に集中して安全パトロールや研修会、会議等を行ってまいります。

各事業場におきましても、積極的に運動を展開し、既に配布済みの緑十字カレンダーが完成することを期待しています。



矢巾町流通センター（県道盛岡和賀線）



盛岡駅前ロータリー

謹んで新春の御祝詞を申し上げます

平成25年 元旦

◆公益財団法人 岩手労働基準協会

会 長 竹 中 陽 一
副 会 長 山 田 雅 之
副 会 長 宮 澤 啓 祐
副 会 長 佐々木 一 嘉

専 務 理 事 中 村 靖 夫

盛岡支部長 山 田 雅 之
宮古支部長 佐 藤 英 朗
釜石支部長 黒 田 榮 一
花巻支部長 宮 澤 啓 祐
一関支部長 佐々木 一 嘉
大船渡支部長 安 藤 國 弘
二戸支部長 梅 垣 俊一郎

◆社団法人全国労働基準関係団体連合会岩手県支部

支 部 長 竹 中 陽 一

◆中央労働災害防止協会岩手県支部

支 部 長 中 村 靖 夫

次世代法に基づき2社を認定

—仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を認定—

次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定・届出、計画の目標の達成等、一定の基準を満たした場合、申請により、「基準適合一般事業主」として厚生労働大臣の認定を受け、認定マークを商品、求人広告等に使用することができます。

岩手労働局は株式会社プラザ企画と株式会社岩手日報社を認定いたしました。両社の主な取り組み状況は以下のとおりです。



認定通知書交付後の懇談の様子

(左) 岩手労働局 小林局長 (右奥) 株式会社プラザ企画 堀内支配人
(右前) 株式会社岩手日報社 松本総務局長

株式会社プラザ企画

1 届出目標の実施内容

- (1) 1歳以上の子を養育する男性労働者1名が看護休暇を利用した。※1
- (2) 子の看護休暇を有給とし、翌年の年次有給休暇に係る出勤率の算定を出勤扱いに改正した。
- (3) 保育所に入所できない等の事情がある場合、子が3歳に達するまで取得できる育児休業制度を導入した。
- (4) 小学校就学前までの短時間勤務制度（1日6時間勤務）と、併せてその他勤務時間の短縮措置、時差出勤制度を導入した。
- (5) 時間外労働制限制度の月間の上限を20時間に改正した。

2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 行動計画期間内に出産した女性の全員が育児休業を取得した。※2
- (2) 所定外労働削減方針及び自主点検について、全リーダーに文書にて周知した。

株式会社岩手日報社

1 届出目標の実施内容

- (1) 男性社員が育児休業を取得しやすいよう社内報等により取得促進を図り、行動計画期間内に男性3名が7日以上の子育て休業を取得した。
- (2) 育児休業者が復職する際、所属長や管理部長が面談し、復帰への不安の解消や勤務内容についての相談に対応した。
- (3) 月2回のノー残業デーを導入し、社内放送等にて呼びかけることにより、所定外労働の削減を図った。
- (4) 所属長からの声かけや社内報により特別休暇の取得向上を図った。
- (5) 社員の子どもを対象に、職場を訪問する「子ども参観日」を実施した。

2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 行動計画期間内に出産した女性の全員が育児休業を取得した。※2
- (2) 小学校就学前まで利用できる育児短時間勤務制度を導入した。

※1 男性の育児休業要件の特例（300人以下企業の場合）

※2 女性の取得率70%以上が要件



お問合せは
岩手労働局雇用均等室（電話 019-604-3010）

特定化学物質障害予防規則等が改正されました

以下の3物質について、健康障害防止措置が義務付けられます

- ・インジウム化合物
- ・コバルト及びその無機化合物
- ・エチルベンゼン

改正政省令は、平成25年1月1日から施行・適用されます。(一部、経過措置あり)

主な共通する規制は、

- ・表示・通知対象物としての規制
容器・包装への表示、文書（SDS）による通知
- ・特定化学物質としての規制
発散抑制装置、作業主任者、作業環境測定、健康診断、作業場に取扱い上の注意事項等の掲示、作業の記録の保存、呼吸用保護具の備え付け等があります。

なお、エチルベンゼンは工業用キシレンの混合物として流通していることから、含有量によっては有機溶剤中毒予防規則が適用されることがあります。

SDS：安全データシート。以前はMSDS（化学物質等安全データシート）と言われていたものです。

また、女性労働基準規則が改正され、就業制限対象（第2条第1項18号）にエチルベンゼンが追加されました。

さらには、エチレンオキシド及び酸化プロピレンが燻蒸作業の規制対象物質として追加されました。

今回の改正においては、規制内容によって経過措置が異なりますので詳細については、岩手労働局健康安全課（019-604-3007）、お近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

● 参考URL

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei48/index.html>

受動喫煙防止対策支援事業のお知らせ

受動喫煙防止対策に取り組む事業者を支援するため、受動喫煙防止対策助成金を創設しています。

受動喫煙防止対策助成金

- ①対象事業主
 - 労働者災害補償保険の適用事業主であって、
 - 旅館業、料理店又は飲食店を営営する中小企業事業主であること。
 - ②助成対象

「喫煙室の設置」、「喫煙エリアの換気改善」のための費用（未着工で、事前認定が必要）
 - ③助成率、助成額

費用の1／4（上限200万円）
 - ④申請書等提出先

岩手労働局 健康安全課
（電話：019-604-3007）
- ※詳細はお問い合わせください。

受動喫煙防止対策に係る相談窓口

喫煙室の設置、浮遊粉じん、換気量の基準の対応などの技術的な相談について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を受け付けます。（必要に応じ実地指導も行います。）

費用：無料

電話：050-3537-0777

（東京海上日動リスクコンサルティング㈱）

たばこ煙の濃度測定機器の貸し出し

受動喫煙防止対策を行う事業場で、職場内環境の実態把握などを支援するため、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を行います。

電話：03-5625-4296

（柴田科学㈱）

労働契約法改正のあらまし その1

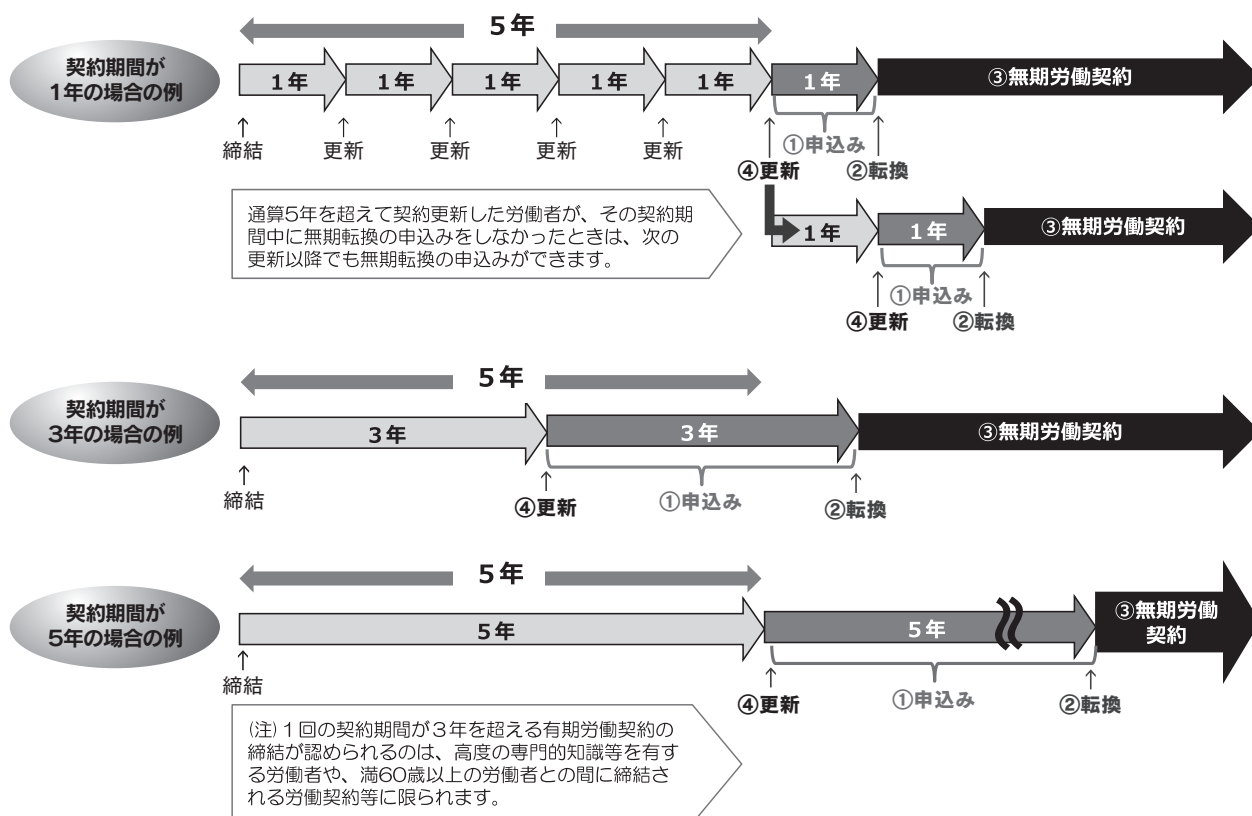
I 無期労働契約への転換（第18条）

同一の使用主との間で、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換します。

このルールは、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的としています。

※ 通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めません。

いつ無期転換の申込みができるか（無期転換の仕組み）



①申込み

平成25年4月1日以後に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間に、無期転換の申込みをすることができます。

この申込みは、労働者の権利（無期転換申込権）であり、申込みをするかどうかは労働者の自由です。

②転換

無期転換の申込み（①）をすると、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約（③）がその時点で成立します。無期に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からです。

①の申込みがなされると③の無期労働契約が成立するので、②時点で使用者が雇用を終了させようとする場合は、無期労働契約を解約（解雇）する必要がありますが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合」には、権利濫用に該当するものとして解雇は無効となります。

また、②時点より前に使用者が有期契約労働者との契約関係を終了させようとする場合には、これに加えて、有期労働契約期間

中の解雇となるので、「やむを得ない事由」がある場合でなければ解雇することはできません。

③無期労働契約

無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一になります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

「別段の定め」とは、労働協約、就業規則、個々の労働契約（無期転換に当たり労働条件を変更することについての労働者と使用者との個別の合意）が該当します。

この場合、無期転換に当たり、職務の内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後の労働条件を低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではありません。

④更新

無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることはできません（法の趣旨から、そのような意思表示は無効と解されます）。

岩手労働局発表

監督指導による賃金不払残業の是正結果について

—平成23年度是正支払総額は8,048万円—

1 岩手労働局（局長 小林 健）では、平成23年4月から平成24年3月までの1年間に、管下の労働基準監督署（7署）が、残業に対する割増賃金が不払いになっているとして労働基準法違反で是正を指導した事案のうち、1企業当たり100万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況を取りまとめました。（表1、2参照）

- ・ 是正企業数 12企業（前年度比3企業減）
- ・ 支払われた割増賃金合計額 8,048万円
（前年度比3,074万円減）
- ・ 対象労働者数 719人（前年度比250人減）
- ・ 支払われた割増賃金の平均額は、1企業当たり670.7万円、労働者1人当たり11.2万円

2 賃金不払残業の解消については、平成13年4月に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」、平成15年5月に「賃金不払残業総合対策要綱」と「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」が策定されており、岩手労働局や管下の労働基準監督署では、毎年11月に実施している「労働時間適正化キャンペーン」等、機会あるごとに同基準等の周知に努めるとともに、各事業場に対し監督指導を実施し、賃金不払残業に係る法違反が認められた場合には、是正に向け必要な指導を行っているところです。

3 今後とも労使による主体的な取組みを促す観点から、あらゆる機会を通じて同基準等の周知に努めるとともに、労働時間管理上問題があると懸念される事業場を的確に選定した上で監督指導を実施し、特に重大かつ悪質な事案については司法処分も含め厳正に対処することにより、賃金不払残業の解消を図ることとしています。



（表1）

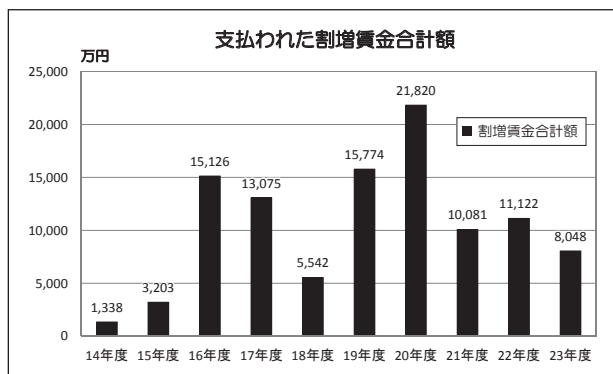
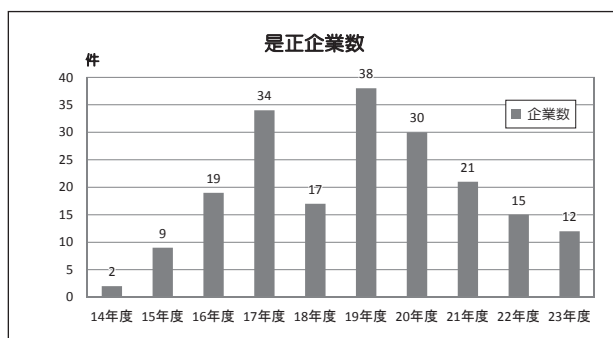
監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成23年度）

業 種	企業数	対象労働者数 (人)	是正支払額 (万円)
製 造 業	4	240	3,334
建 設 業	1	66	441
運輸交通業	2	82	507
商 業	1	53	141
金融・広告業	1	8	256
教育研究業			
保健衛生業	1	27	103
接客娯楽業	1	222	3,089
清掃・と畜業			
その他の事業	1	21	177
計	12	719	8,048
		1企業平均額	670.7
		1労働者平均額	11.2

注）監督指導を実施することにより割増賃金の支払が行われた事案のうち、1企業当たり合計100万円以上が支払われた事案を対象として集計した。

（表2）

監督指導による賃金不払残業の是正結果





就業規則の変更手続

Q 今般、労働契約法、高年齢者雇用安定法等の改正に伴い、就業規則の変更の必要が生じました。就業規則の変更手続についてどのような点に留意すればよいでしょうか。

A 就業規則は、労働時間や賃金等の労働条件や職場の服務規律などを定め、文書にしたものであり、会社としてのルールを定め、守ってこそ従業員が安心して働くことができ、労使間の無用なトラブルを未然に防ぐことも可能となります。

労働基準法では、パートタイマー等を含め常時10人以上の従業員を使用する事業場は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出ることを義務付けしており、就業規則に変更があった場合も同様に手続をしなければなりません。

なお、常時10人以上の従業員を使用する事業場とは、1つの会社で別々の場所に工場・支店などがある場合、通常はそれぞれが1つの事業場となりますので、その工場・支店ごとに常時10名以上の従業員がいれば、それぞれの所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出ることになります。

労働基準監督署長への届出に際しては、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、そのような労働組合がない

場合は労働者の過半数を代表する者の意見書を作成し、①就業規則（変更）届、②意見書（いずれも任意書式）及び③就業規則（変更部分が少ない場合は、当該変更部分の新旧対照表などでも可）をセットにして届け出ることになります。

また、就業規則のどの事項についても、別規程として作成することも可能ですが、就業規則の一部に変わりはありませんので、別に規程を作成した場合や変更があった場合にも、上記のように届出が必要になります。

加えて、就業規則は会社側で作成するもので会社所有のものではありますが、労働者へ周知しなければならないことも義務付けられています。その周知方法としては、

- （1） 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付ける
- （2） 書面を労働者に交付する
- （3） 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する

という方法が認められています。

就業規則の届出用紙等はお近くの労働基準監督署にも備えているほか、岩手労働局のホームページからもダウンロードできます。

http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/kantoku.html

「改正労働契約法等説明会」の追加開催

12月13日に開催いたしました「盛岡会場」は、定員となり開催前にお申し込みを締め切らせていただきました。ご迷惑をおかけいたしました。

下記により「盛岡会場」の追加開催を行います。

説明会内容及び参加申込書は、本誌11月号7ページをご覧ください。

日 時 平成25年1月22日(火) 13:30～15:30

会 場 岩手産業文化センター アピオ（4・5会議室）定員300名

お申し込み・お問合せは 岩手労働局労働基準部監督課 019-604-3006

平成25年4月1日から希望者全員の雇用確保を図るための 高年齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置（下欄参照）として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使

協定で定めることができます。今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

【経過措置】

ただし、以下の経過措置が認められています。

平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合

- ・平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- ・平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- ・平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- ・平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して



基準を適用することができます。

◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員を対象にしなけねばなりません。61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。

2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで広げることができるようになります。

子会社とは、議決権の過半数を有しているなど支配力を

及ぼしている企業であり、関連会社とは、議決権を20%以上有しているなど影響力を及ぼしている企業です。

この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要になります。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、ハローワークが指導を実施します。

指導後も改善がみられない企業に対しては、高年齢者雇

用確保措置義務に関する勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。

4. 高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針の策定

今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針を、労働政策審議会における議論などを経て策定します。

この指針には、業務の遂行に堪えない人^{*}を継続雇用制度でどのように取り扱うかなどを含みます。

※平成24年1月6日の労働政策審議会の建議では、「就業規則における解雇事由または退職事由に該当する者について継続雇用の対象外とすることもできる」とし「この場合、客観的合理性・社会的相当性が求められる」と示されています。

【高年齢者雇用確保措置とは】 高年齢者雇用安定法第9条

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の

①～③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

- ①定年の引き上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年制の廃止

◆改正法や高年齢者雇用確保措置について詳しくは、岩手労働局職業対策課（019-604-3005）又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

◆（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の岩手高齢・障害者雇用支援センター（019-654-2081）では、高年齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高年齢者雇用についての相談を行っています。



新会員事業所のお知らせ

11月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	大櫻建業	盛岡市
盛岡	(有)古川重機	盛岡市
一関	ヤンマー農機販売(株) 東日本カンパニー一関支店	平泉町

支部名	事業所名	所在地
一関	(有)一関グリーンゴルフ	一関市
一関	スズキ住建	一関市

●中小企業無災害記録証制度のご案内

中央労働災害防止協会では、事業場が一定の無災害記録を樹立したときに記録証を授与する「中小企業無災害記録証制度」を設けています。

この無災害記録の樹立に向け挑戦されるようお勧めいたします。

【適用範囲】10人以上100人未満の事業場。【無災害日数】休業1日以上の上休業災害が発生した翌日から起算（労働日のみ）。【無災害記録】業種及び労働者数によって無災害記録日数が定められています。【申請方法】所定の様式の申請書を作成し、当協会各支部に申請。【記録証の授与】申請内容が規定に合致した事業場に対し、中小企業無災害記録証と副賞（表彰盾）が授与されます。

詳しくは、当協会各支部にお問い合わせください。

●安全管理者選任時研修のご案内

一定の業種（林業・建設業・運送業・製造業・清掃業・旅館業等）の常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、次に該当する者で、かつ、安全管理者選任時研修修了者から安全管理者を選任することになっています。

- ① 理系大卒＋2年以上産業安全の実務
- ② 大卒＋4年以上産業安全の実務
- ③ 理系高卒＋4年以上産業安全の実務
- ④ 高卒＋6年以上産業安全の実務
- ⑤ 7年以上産業安全の実務

社内人事で新たに安全管理者に選任予定の方もいらっしゃると思います。この研修修了が選任の要件となっておりますので該当者の受講についてご検討ください。

当協会では、この研修を1月17日(木)・18日(金)に当協会研修センターで開催いたします。この安全管理者選任時研修は年3回の開催となっています。

詳細につきましては、本誌11頁及び当協会HPをご覧ください。

死 亡 災 害 速 報 (11月)

■盛岡署 建設業（鉄骨家屋建築工事） 11月21日 男(24) 交通事故

会社から現場に向かう途中、凍結路面でスリップし対向車線にはみ出したところ、対向してきたトラックと衝突した。

講習会のおしらせ

25年3月迄のご案内

区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技 能 講 習 等	有機溶剤作業主任者技能講習	2/14(木)～15(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,450	1,680
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	2/21(木)～22(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,450	1,680
	乾燥設備作業主任者技能講習	1/23(水)～24(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,450	1,155
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習	3/5(火)～7(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部	15,225	2,310
		3/5(火)～6(水)・8(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部	(一部免除者) 13,125	
	玉掛け技能講習	1/15(火)～17(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	21,000	1,600
		1/15(火)～16(水)・18(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	(一部免除者) 18,900	
		2/5(火)～7(木)	釜石職業訓練協会他	30	釜石支部		
		2/25(月)～27(水)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	1/15(火)～18(金)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	28,350	1,575
		1/21(月)～24(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		1/22(火)～25(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		2/18(月)～21(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		2/25(月)～28(木)	花巻市交流会館他	20	花巻支部		
		2/26(火)～3/1(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		3/25(月)～28(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	1/15(火)・21(月)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	11,550	1,575
		2/18(月)・22(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	1/22(火)～24(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部	27300 (一部免除者) 25200	1,600
	ガス溶接技能講習	1/8(火)～9(水)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部	9,450	840
		1/9(水)～10(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		3/4(月)～5(火)	一関職業訓練協会	20	一関支部		
	安全衛生推進者養成講習	1/17(木)～18(金)	アイ・ドーム	60	一関支部	8,400	1,260
特 別 教 育 講 習	アーク溶接特別教育	2/28(木)～3/1(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	8,400 9,450	1,050
	クレーン運転業務特別教育	2/14(木)～15(金)	花巻市交流会館他	60	花巻支部	8,400 9,450	1,500
	酸素欠乏危険作業特別教育	1/30(水)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,250 6,300	1,050
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	1/22(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部	6,300 7,350	630
		1/25(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	粉じん作業特別教育	1/25(金)	花巻市技術振興会館	50	花巻支部	4,200 5,250	630
		1/24(木)	アイ・ドーム	30	一関支部		
そ の 他	職長教育	2/12(火)～13(水)	花巻市技術振興会館	48	花巻支部	11,550 12,600	840
		2/19(火)～20(水)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
	職長・安全衛生責任者教育	2/5(火)～6(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,550 12,600	1,470
	危険予知普及講習	2/7(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部	6,000	
		3/12(火)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
そ の 他	フォークリフト運転従事者安全衛生教育	1/16(水)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,985 7,035	1,600
		2/8(金)	アイ・ドーム	20	一関支部		
他	安全管理者選任時研修	1/17(木)～18(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,600 14,700	1,470
	労務担当者研修会	2/8(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員	無料 1,000
	危険予知活動リーダー研修会	3/6(水)～7(木)	アイ・ドーム	24	一関支部	会員 非会員	23,000 25,000

→割引サービスがご利用できますので一関支部へお問い合わせください

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段（斜字）＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

～岩手産業保健推進センターのお知らせ～

岩手産業保健推進センターでは、衛生管理担当者、人事・労務管理担当者、産業看護職、産業医、管理監督者、事業主等の産業保健スタッフの業務を支援するため、各種産業保健研修会を開催しています。

お申込み・お問合せは、岩手産業保健推進センター（電話 019-621-5366 FAX 019-621-5367）またはホームページ（<http://www.sanpo03.jp/>）のメールフォームから。

開催日時	開催場所	研修テーマ等
1月9日(水) 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ702	カウンセリング研修シリーズⅢ-5 認知行動療法（第2回目）
1月17日(木) 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ 811	産業看護職等研修 ①ゲートキーパーの役割（ゲートキーパー養成研修） ②メンタルヘルス対策、自殺防止対策（意見交換）
1月19日(土) 14:00～17:00	盛岡市 アイーナ 804(A)	メンタルヘルス事例検討会 ①困難事例 職場はどこまで介入すべきか ②事例検討
1月23日(水) 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ 702	カウンセリング研修シリーズⅢ-6 認知行動療法（第3回目）
1月26日(土) 14:30～16:30	盛岡市 アイーナ 802	産業医研修 アスベスト対策専門研修（石綿関連疾患診断技術研修） 「アスベスト関連疾患の胸部画像の読影実習」
1月29日(火) 13:30～16:30	盛岡市 アイーナ 812	メンタルヘルス対策シリーズ10 管理職のための事例検討会（管理監督者研修） メンタル不調者の対応事例 休職から復職まで

※詳しくは、HPをご覧ください。⇒<http://www.sanpo03.jp/>

クイズプレゼント

特定化学物質障害予防規則等が改正され、平成25年1月1日から施行されます。今回の改正で新たに特定化学物質として健康障害防止措置が義務付けられるのは何物質でしょうか。

- ① 2物質
- ② 3物質
- ③ 4物質

ヒント 本誌4ページに関連記事

●応募方法

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

●締め切り

平成25年1月25日（金）消印有効

●宛先

〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25
（公財）岩手労働基準協会 クイズ係宛て
FAX 019-681-1018
eメール honbu@iwateroukikyo.com

●賞品及び発表

応募者の中から抽選で5名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

●12月号の正解

③

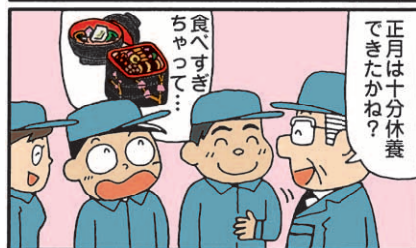
川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

皮肉にもよくない予感だけ当たり

不思議と悪い予感というものは、良い予感よりも当たるような気がします。あとあと尾を引くためでしょうか。宝くじが当たる予感などはすぐにつぶれてしまいます。

（川柳原生林10月号〈杜若〉千葉国男作品より）



監修：中災防、マンガ：ミヤチ ヒデタカ

編集後記

平成25年を迎えた。正月になると「1年の計は元旦にあり」という言葉をよく使う。この言葉は、月令広義の中の四計にある「1日の計は朝にあり、1年の計は春にあり、一生の計は勤にあり、……」からきていること。

岩手県内の労働災害が増加傾向にあることから、企業も、そこに働く方々も、労働災害の防止に向けた新たな誓いを新年のうちにお願いしたい。

そのことが、中災防の年間標語にもある「仲間を守る 家族を守る」につながっていくものと思われる。3年連続の増加から減少に転じる平成25年になることを期待する。

(Y,N)

岩手の死亡災害（11月末）

製 造 業	4	(2)
鉱 業	0	(0)
建 設 業	4	(7)
運 輸 業	0	(1)
林 業	1	(1)
商 業	3	(1)
そ の 他	2	(3)
累 計	14	(15)
() 内は前年同期		

（注）震災に伴うものは含んでいません。

発 行 平成25年1月1日
定価 1部 100円
〔 会員事業所の購読料
は年会費に含む 〕

発 行 所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
〒020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 中村靖夫